

報道関係者各位

令和7年12月24日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課長 喜多 一之

課長補佐 堤 智恵

地方障害者雇用担当官 青柳 陽子

(電話) 088-611-5387

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

徳島労働局（局長：亀井 崇）では、このほど、徳島県内の民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇うことを義務付けています（法定雇用率制度、民間企業の場合は2.5%）。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業：法定雇用率2.5%＞※（ ）内は前年の数値

○雇用障害者数は過去最高を更新し、実雇用率は前年を下回った。

- ・雇用障害者数は2235.5人（2141.5人）、対前年比4.4%増加
- ・実雇用率は2.40%（2.42%）、対前年比0.02ポイント低下

○法定雇用率達成企業の割合は56.8%、対前年比0.8ポイント低下

＜公的機関：同2.8%・教育委員会は同2.7%＞※（ ）内は前年の数値

○県の機関は、雇用障害者数及び実雇用率ともに前年を上回った。

○市町村の機関は、雇用障害者数は前年を上回り、実雇用率は下回った。

○県等の教育委員会は、雇用障害者数は前年を上回り、実雇用率は下回った。

- ・県：雇用障害者数 147.0人（134.5人）、実雇用率 2.86%（2.84%）
- ・市町村：雇用障害者数 259.5人（257.0人）、実雇用率 2.42%（2.56%）
- ・教育委員会：雇用障害者数 159.0人（150.5人）、実雇用率 2.34%（2.62%）

＜独立行政法人等：同2.8%＞※（ ）内は前年の数値

○雇用障害者数は前年を上回り、実雇用率は下回った。

- ・独立行政法人等：雇用障害者数 95.0人（90.0人）、実雇用率 2.80%（3.02%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は 2235.5人で、前年より94.0人増加（対前年比4.4%増）した。
雇用されている障害者のうち、身体障害者は 1,173.5人（対前年比4.0%増）、知的障害者は645.0人（同3.6%増）、精神障害者は417.0人（同6.6%増）となり、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.40%で、前年の2.42%より0.02ポイント低下した。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は56.8%で、前年の57.6%より0.8ポイント低下した。

○ 企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で465.5人（前年は442.0人）、100～300人未満で726.5人（同696.5人）、300～500人未満で253.0人（同256.5人）、500～1,000人未満で168.5人（同174.5人）、1,000人以上で622.0人（同572.0人）となった。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満規模企業で2.16%（前年は2.28%）、100～300人未満で2.57%（同2.60%）、300～500人未満で2.57%（同2.47%）、500～1,000人未満で2.18%（同2.26%）、1,000人以上で2.40%（同2.35%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.40%と比較すると、100～300人未満、300～500人未満が全体の実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模企業で56.1%（前年は55.6%）、100～300人未満で63.5%（同64.7%）、300～500人未満で46.4%（同50.0%）、500～1,000人未満で28.6%（同35.7%）、1,000人以上で27.3%（同40.0%）となった。

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育・学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業」で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.70%）、「医療、福祉」（2.55%）、「複合サービス業」（2.53%）が法定雇用率を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和7年の法定雇用率未達成企業は256社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、69.1%となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は151社で、未達成企業に占める割合は、59.0%と過半数を占めている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県 の 機 関 (法定雇用率2.8%)

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は147.0人、実雇用率は2.86%と前年に比べ0.02ポイント上昇した。対象となる4機関中3機関が達成した。

(2) 市 町 村 の 機 関 (法定雇用率2.8%)

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は259.5人、実雇用率は2.42%と前年に比べ0.14ポイント低下した。対象となる33機関中18機関が達成した。

(3) 県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)

- ・ 県等の教育委員会に在職している障害者の数は159.0人、実雇用率は2.34%と前年に比べ0.28ポイント低下した。対象となる2機関中2機関が未達成となった。

(4) 独 立 行 政 法 人 等 (法定雇用率2.8%)

- ・ 国立大学法人、地方独立行政法人に在職している障害者の数は95.0人、実雇用率は2.80%と前年に比べ0.22ポイント低下した。対象となる3機関中2機関が達成した。

(注) 「障害者雇用状況報告」における実雇用率、法定雇用率達成企業の割合の算定の基礎となる、障害者の数や常用労働者数の算定については、障害の種別・程度や1週間の所定労働時間などを勘案して算定がなされる仕組みとなっている。

この「常用労働者数」を算定する際には、業種や職種に応じて、一定率を乗じた数を控除することが経過的に認められてきた（除外率制度という）が、この率は廃止の方向で期間をかけて段階的に引き下げられることに伴い、控除が認められる数は縮小するため、実雇用率や法定雇用率達成企業の割合に一定の影響が及ぶ仕組みとなっている。

直近では、令和7年（2025年）4月、業種・職種一律に10%の引き下げが行われている。

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	93,320.5 人 (88,618.0 人)	2,235.5 人 (2,141.5 人)	2.40 % (2.42 %)	337 / 593 (323 / 561)	56.8 % (57.6 %)

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,134.5 人 (4,737.0 人)	147.0 人 (134.5 人)	2.86 % (2.84 %)	3 / 4 (3 / 4)	75.0 % (75.0 %)
知事部局	3,685.5 人 (3,508.5 人)	114.0 人 (100.5 人)	3.09 % (2.86 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の県機関	1,449.0 人 (1,228.5 人)	33.0 人 (34.0 人)	2.28 % (2.77 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	10,723.5 人 (10,027.0 人)	259.5 人 (257.0 人)	2.42 % (2.56 %)	18 / 33 (21 / 31)	54.5 % (67.7 %)

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	6,806.0 人 (5,741.0 人)	159.0 人 (150.5 人)	2.34 % (2.62 %)	0 / 2 (0 / 2)	0.0 % (0.0 %)
徳島県教育委員会	6,237.0 人 (5,157.0 人)	147.0 人 (136.5 人)	2.36 % (2.65 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
市町村教育委員会	569.0 人 (584.0 人)	12.0 人 (14.0 人)	2.11 % (2.40 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)

(4) 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
国立大学法人 地方独立行政法人	3,390.5 人 (2,985.0 人)	95.0 人 (90.0 人)	2.80 % (3.02 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)

注 1 1 の表の①欄及び2の(4)の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の(1)から(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

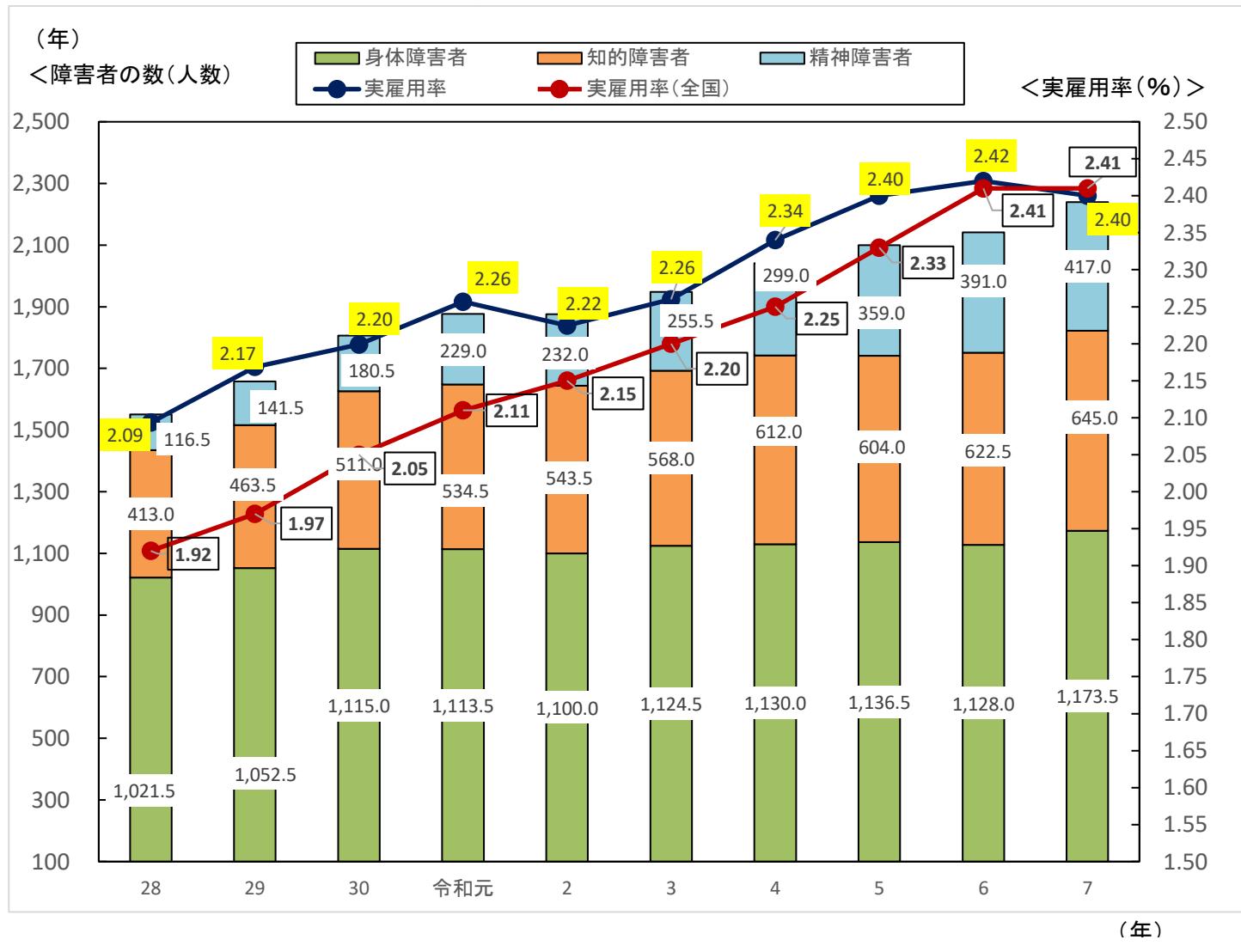
4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

6 独立行政法人等のうち未達成であった1機関は、令和7年12月1日時点において達成済み。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



〈法定雇用率〉(注3)

注1：雇用義務のある企業（平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

と、同年の3月以前に採用された者であつて、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者である。

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

金和 6 年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434 / 120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146 / 4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584 / 1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621 / 1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906 / 1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531 / 905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568 / 1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930 / 1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876 / 1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854 / 1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042 / 1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923 / 4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529 / 3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922 / 25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490 / 5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234 / 2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571 / 1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644 / 1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505 / 865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403 / 740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091 / 1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012 / 1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819 / 3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577 / 7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848 / 1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583 / 1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094 / 2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001 / 9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914 / 4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467 / 800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421 / 729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314 / 545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462 / 693
岡山	2.45	△ 0.13	49.1	△1.7	864 / 1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329 / 2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565 / 1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337 / 593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563 / 976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612 / 1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342 / 612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201 / 4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458 / 734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679 / 1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824 / 1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595 / 1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597 / 963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845 / 1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741 / 1,285

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | 一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業) |
| | | 特殊法人等 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned} \text{除外率} &= 20\% \\ \text{20\%の場合} &\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \Rightarrow 1,013 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \Rightarrow 101 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \\ \\ \text{除外率} &= 10\% \\ \text{10\%の場合} &\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \Rightarrow 506 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \Rightarrow 114 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \end{aligned}$$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

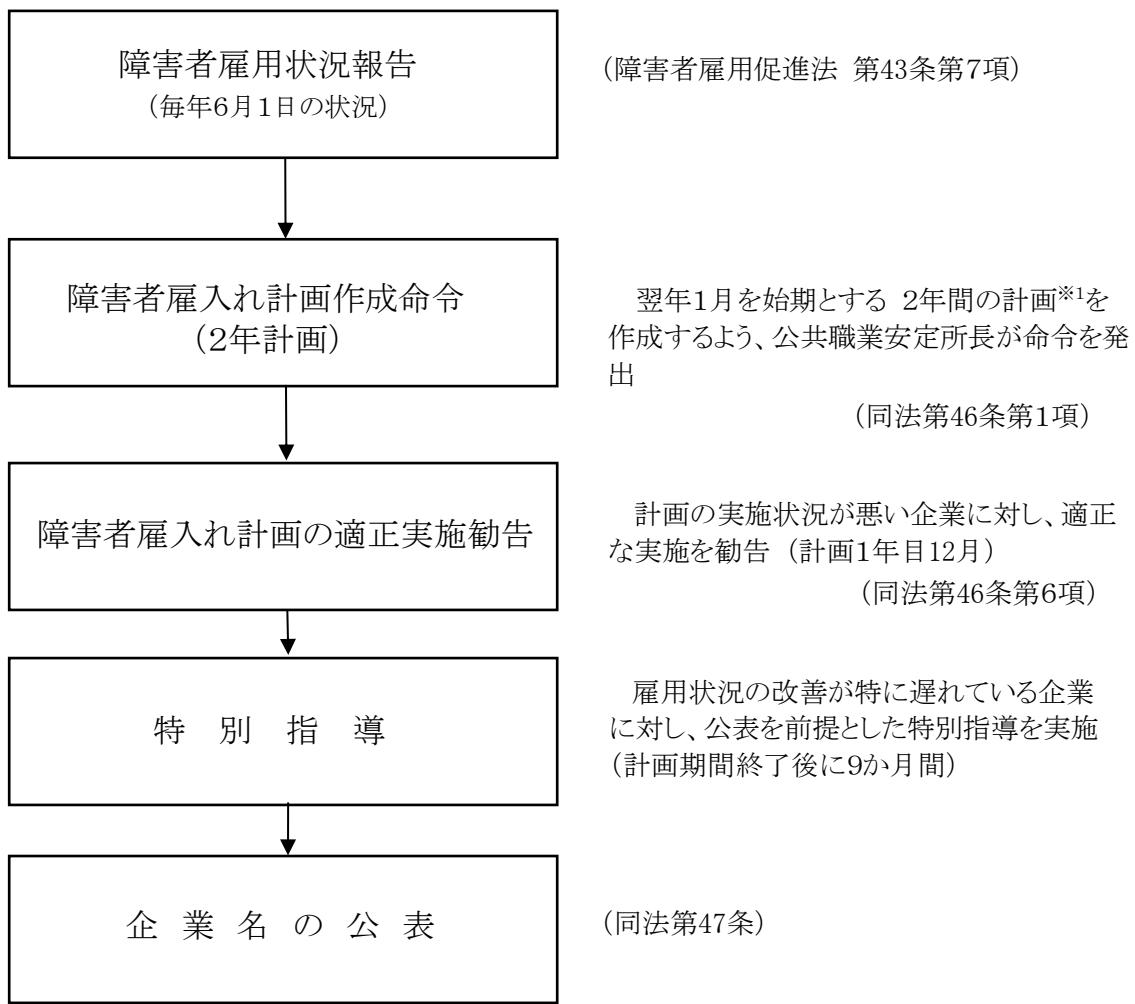
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績] (※2) (※3)

- 令和6年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 446社 (0社)
 - *「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社 (0社)
 - *「特別指導」の実施 37社 (0社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業(令和6年度) 338社 (1社)
- 企業名の公表

平成 18 年度 2 社、19 年度 1 社（再公表）、20 年度 4 社、21 年度 7 社（うち 1 社は再公表）、22 年度 6 社（うち 2 社は再公表）、23 年度 3 社（うち 1 社は再公表）、24 年度 0 社、25 年度 0 社、26 年度 8 社、27 年度 0 社、28 年度 2 社、29 年度 0 社、30 年度 0 社、令和元年度 0 社、2 年度 1 社、3 年度 6 社、4 年度 5 社（うち 3 社は再公表）、5 年度 1 社（再公表）、6 年度 0 社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

※3 「令和 6 年度の実績」及び「障害者雇入れ計画を実施中の企業(6 年度)」における()内の数値は徳島局管内の実績であり、「企業名の公表」については徳島局管内における指導実績はない。